

日本風力開発株式会社「(仮称)遊佐洋上風力発電事業 環境影響評価
方法書」に対する勧告について

令和4年3月8日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)遊佐洋上風力発電事業 環境影響評価方法書について、日本風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、山形県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：山形県飽海郡遊佐町の沿岸海域
原動力の種類：風力(洋上)
出力：最大500,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年6月30日
環境大臣意見受理	令和2年9月11日
経済産業大臣意見発出	令和2年9月24日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年9月15日
住民意見の概要等受理	令和3年11月19日
山形県知事意見受理	令和3年12月23日
経済産業大臣勧告発出	令和4年3月8日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742(直通)

日本風力開発株式会社「(仮称) 遊佐洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」に
対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 設置する風力発電機の機種や配置のほか、工事の規模や方法等を可能な限り明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域周辺は、渡り鳥の主要な移動経路となっている可能性がある。また、当該区域周辺には既設及び計画中的風力発電所が多数存在することから、本事業の実施による鳥類の移動経路の遮断・阻害やバードストライクの発生が懸念される。
このため、本事業の実施による鳥類への影響について、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて調査地点や回数を追加するなど、調査手法の見直しを検討する等により、実施区域及びその周辺の上空を通過する鳥類の飛翔経路や高度等を詳細に把握し、適切に予測及び評価を行うこと。
3. 工事中及び共用中の水中音の発生による海洋生物への影響等について、海外の類似事例を引用する等最新の知見を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、対象事業実施区域である沿岸部の流況の季節変動や海流成分以外の流れの周期性などの特性を検討し、水の濁りの予測・評価に反映すること。
4. 景観の調査地点について、西浜海水浴場及び比子海岸を加えること。また、風車の見え大きさ及び見え方との関係を、論理的に整合させ適切に評価すること。

(山形県知事からの意見書の写しを添付)